

令和5年5月18日

特定商取引法違反の業務提供誘引販売業者8社に対する取引停止命令（3か月）及び指示並びに当該事業者の役員5名に対する業務禁止命令（3か月）について

○ 消費者庁は、モバイルWi-Fi及びタブレット端末又はタブレット型パソコン（以下モバイルWi-Fi及びタブレット端末又はタブレット型パソコンを「本件商品」といいます。）の販売及びそのあつせんをし、当該モバイルWi-Fiによりインターネット接続を行う「モバプロ」と称する電気通信役務（以下「本件役務」といいます。）（注1）の提供及びそのあつせん（以下本件商品の販売及びそのあつせん並びに本件役務の提供及びそのあつせんを「本件商品の販売等」といいます。）を連携共同して行う業務提供誘引販売業者である株式会社Area. inc（旧商号株式会社アイコム。以下「エリアアイシー」といいます。）、株式会社プロンティア（以下「プロンティア」といいます。）、株式会社JYC（以下「JYC」といいます。）、株式会社クライアント（以下「クライアント」といいます。）、株式会社ベンチャープランニング（以下「ベンチャープランニング」といいます。）、株式会社コネクション（以下「コネクション」といいます。）、株式会社ブリッジ（以下「ブリッジ」といいます。）及びHearTs株式会社（以下「HearTs」といいます。）（プロンティアを除くいずれの事業者の本店所在地：北海道札幌市。プロンティアの本店所在地：東京都板橋区）（注2）に対し、令和5年5月17日、特定商取引法第57条第1項の規定に基づき、令和5年5月18日から令和5年8月17日までの3か月間、業務提供誘引販売に関する取引の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。

（注1）本件役務については、同名の別の役務と間違えないよう役務の提供者、内容等も確認してください。

（注2）各処分対象事業者については、同名の別会社と間違えないよう会社所在地なども確認してください。

○ あわせて、消費者庁は、エリアアイシー、プロンティア、JYC、クライアント、ベンチャープランニング、コネクション、ブリッジ及びHearTsに対し、特定商取引法第56条第1項の規定に基づき、再発防止策を講ず

るとともに、コンプライアンス体制を構築することなどを指示しました。

- また、消費者庁は、エリアアイシーの代表取締役延足昂大（のぶあし たかひろ）、プロンティアの代表取締役中村祐太（なかむら ゆうた）、クライアントの代表取締役本多翔弥（ほんだ しょうや）、ベンチャープランニングの代表取締役鎌田達也（かまだ たつや）及びコネクションの代表取締役白幡航哉（しらはた こうや）に対し、特定商取引法第57条の2第1項の規定に基づき、令和5年5月18日から令和5年8月17日までの3か月間、前記取引停止命令により取引の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みません。）の禁止を命じました。

1 処分対象事業者

（注）各処分対象事業者については、同名の別会社と間違えないよう会社所在地なども確認してください。

（1）株式会社Area.ic

ア 名称：株式会社Area.ic（旧商号：株式会社アイコム）
（法人番号：3430001065590）

イ 本店所在地：北海道札幌市中央区北四条東二丁目8番地2マルイト北4条ビル1階

ウ 代表者：代表取締役 延足 昂大（のぶあし たかひろ）

エ 設立：平成26年1月21日

オ 資本金：1500万円

カ 取引類型：業務提供誘引販売取引

キ 取扱商品：モバイルWi-Fi及びタブレット端末又はタブレット型パソコン

ク 取扱役務：上記モバイルWi-Fiによりインターネット接続を行う「モバプロ」と称する電気通信役務

（注）取扱役務については、同名の別の役務と間違えないよう役務の提供者、内容等も確認してください。

（2）株式会社プロンティア

ア 名称：株式会社プロンティア
（法人番号：4430001073188）

イ 本店所在地：東京都板橋区板橋一丁目44-5栗林ビル201号室

ウ 代表者：代表取締役 中村 祐太（なかむら ゆうた）

エ 設 立：平成29年1月24日
オ 資 本 金：900万円
カ 取 引 類 型：業務提供誘引販売取引
キ 取 扱 商 品：上記（1）キと同じ。
ク 取 扱 役 務：上記（1）クと同じ。

(3) 株式会社JYC

ア 名 称：株式会社JYC
(法人番号：7430001078102)
イ 本店所在地：北海道札幌市中央区北四条東二丁目8番地2マルイト北
4条ビル1階株式会社Area.ic内
ウ 代 表 者：代表取締役 八重樫 雄介（やえがし ゆうすけ）
エ 設 立：平成31年1月7日
オ 資 本 金：100万円
カ 取 引 類 型：業務提供誘引販売取引
キ 取 扱 商 品：上記（1）キと同じ。
ク 取 扱 役 務：上記（1）クと同じ。

(4) 株式会社クライアンプ

ア 名 称：株式会社クライアンプ
(法人番号：2430001079831)
イ 本店所在地：北海道札幌市北区北十四条西一丁目2番1-606号
ウ 代 表 者：代表取締役 本多 翔弥（ほんだ しょうや）
エ 設 立：令和1年9月10日
オ 資 本 金：100万円
カ 取 引 類 型：業務提供誘引販売取引
キ 取 扱 商 品：上記（1）キと同じ。
ク 取 扱 役 務：上記（1）クと同じ。

(5) 株式会社ベンチャープランニング

ア 名 称：株式会社ベンチャープランニング
(法人番号：8430001078506)
イ 本店所在地：北海道札幌市白石区東札幌五条三丁目1番37-302
号
ウ 代 表 者：代表取締役 鎌田 達也（かまだ たつや）
エ 設 立：平成31年3月8日

オ 資 本 金：200万円
カ 取 引 類 型：業務提供誘引販売取引
キ 取 扱 商 品：上記（1）キと同じ。
ク 取 扱 役 務：上記（1）クと同じ。

(6) 株式会社コネクション

ア 名 称：株式会社コネクション
(法人番号：7450001013172)
イ 本店所在地：北海道札幌市中央区北四条東二丁目8番地2マルイト北
4条ビル1階
ウ 代 表 者：代表取締役 白幡 航哉（しらはた こうや）
エ 設 立：令和2年12月14日
オ 資 本 金：100万円
カ 取 引 類 型：業務提供誘引販売取引
キ 取 扱 商 品：上記（1）キと同じ。
ク 取 扱 役 務：上記（1）クと同じ。

(7) 株式会社ブリッジ

ア 名 称：株式会社ブリッジ
(法人番号：6430001079893)
イ 本店所在地：北海道札幌市豊平区平岸五条八丁目2番5-407号
ウ 代 表 者：代表取締役 村本 良太（むらもと りょうた）
エ 設 立：令和1年9月20日
オ 資 本 金：100万円
カ 取 引 類 型：業務提供誘引販売取引
キ 取 扱 商 品：上記（1）キと同じ。
ク 取 扱 役 務：上記（1）クと同じ。

(8) Heart's 株式会社

ア 名 称：Heart's 株式会社
(法人番号：6430001081676)
イ 本店所在地：北海道札幌市中央区南三条西二丁目15番地1N・ヴィ
コロビル3F
ウ 代 表 者：代表取締役 鎌田 達也（かまだ たつや）
エ 設 立：令和2年6月5日
オ 資 本 金：100万円

カ 取引類型：業務提供誘引販売取引

キ 取扱商品：上記（１）キと同じ。

ク 取扱役務：上記（１）クと同じ。

2 特定商取引法に違反する行為

- （１）業務提供誘引販売取引についての広告の表示義務に違反する行為（特定商取引法第５３条）
- （２）契約書面の交付義務に違反する行為（特定商取引法第５５条第２項）
- （３）業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約に基づく債務の一部の履行を拒否する行為（特定商取引法第５６条第１項１号）

3 消費者庁が認定した行政処分の詳細は以下の各別紙のとおりです。

別紙 1：エリアアイシーに対する行政処分の概要

別紙 2：プロンティアに対する行政処分の概要

別紙 3：JY Cに対する行政処分の概要

別紙 4：クライアントに対する行政処分の概要

別紙 5：ベンチャープランニングに対する行政処分の概要

別紙 6：コネクションに対する行政処分の概要

別紙 7：ブリッジに対する行政処分の概要

別紙 8：H e a r T sに対する行政処分の概要

別紙 9：延足昂大に対する行政処分の概要

別紙 10：中村祐太に対する行政処分の概要

別紙 11：本多翔弥に対する行政処分の概要

別紙 12：鎌田達也に対する行政処分の概要

別紙 13：白幡航哉に対する行政処分の概要

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

株式会社Area. icに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社Area. ic(旧商号株式会社アイコム。以下「エリアアイシー」という。)は、株式会社プロンティア(以下「プロンティア」という。)、株式会社JYC(以下「JYC」という。)、株式会社クライアンフ(以下「クライアンフ」という。)、株式会社ベンチャープランニング(以下「ベンチャープランニング」という。)、株式会社コネクション(以下「コネクション」という。)、株式会社ブリッジ(以下「ブリッジ」という。)及びHearTs株式会社(以下「HearTs」という。)(以下これら7法人を併せて「エリアアイシーの関連法人」という。)と連携共同して、モバイルWi-Fi及びタブレット端末又はタブレット型パソコン(以下モバイルWi-Fi及びタブレット端末又はタブレット型パソコンを「本件商品」という。)の販売及びそのあっせんをし、当該モバイルWi-Fiによりインターネット接続を行う「モバプロ」と称する電気通信役務(以下「本件役務」という。)の提供及びそのあっせん(以下本件商品の販売及びそのあっせん並びに本件役務の提供及びそのあっせんを「本件商品の販売等」という。)をする事業を行っているものである。

プロンティア、クライアンフ、ベンチャープランニング、コネクション及びブリッジは、エリアアイシーの従業員であった者のほか、エリアアイシーの代表取締役と関係のある者が設立し、クライアンフ及びベンチャープランニングは、令和2年10月以降、その従業員が同一の場所で勤務するなど「ベンクラ」として、共同して事業を開始したところ、エリアアイシーはプロンティア、クライアンフ、ベンチャープランニング、コネクション及びブリッジの設立又は運営に際し、資金の貸付け又は体制の整備を主導するなど、プロンティア、クライアンフ、ベンチャープランニング、コネクション及びブリッジの設立又は運営に深く関与していた上、JYC、「ベンクラ」及びコネクションは、エリアアイシーの本店所在地において、本件商品の販売又はそのあっせん及び本件役務の提供又はそのあっせんに係る業務を行っていた。また、ベンチャープランニングの代表取締役は、HearTsの代表取締役を兼任しているところ、クライアンフがHearTsの口座を管理していた。

エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人は、少なくとも令和3年1月以降(ただし、コネクションは少なくとも同年2月以降、ブリッジは少なくとも同年6月以降)、本件商品の販売等に際し、「ベンクラ」、コネクション及びブリッジが、HearTsを本件商品及び本件役務を利用する業務に係る

取引についての契約当事者、プロンティアを本件商品の売買契約及び本件役務の提供契約の契約当事者として、当該契約についての勧誘を行い、プロンティアが本件商品の販売及び本件役務の提供を行っている一方、エリアアイシーは、「ベンクラ」に、「ベンクラ」、コネクション及びブリッジが行う本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る営業報告をさせ、エリアアイシーの従業員をして当該報告を集約させた上、エリアアイシー及びJYCの代表取締役等に、本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る顧客獲得件数の推移及び顧客獲得目標達成の可否等を共有して管理を行うなど本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る勧誘業務にも強い影響を及ぼしていた。

エリアアイシーは、JYCの代表取締役がプロンティアを名乗って行っていた本件商品の発注によりエリアアイシーの本店所在地に納品された本件商品の在庫管理及び消費者への発送業務を担っていたほか、「ベンクラ」、コネクション及びブリッジが勧誘を行った消費者から、本件商品及び本件役務を利用する業務に係る取引についての契約当事者であるHearTsへの苦情等に加え、本件商品の売買契約及び本件役務の提供契約の契約当事者であるプロンティアへの苦情等の受電業務並びに「ベンクラ」、コネクション及びブリッジに対する苦情対応の指示を行っていた上、各社が対応した苦情内容等の管理を行っていた。そして、エリアアイシーは、「ベンクラ」に対して本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る顧客対応体制の改善を指示するなど、本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る顧客対応業務を主導していたほか、本件役務に係るプロンティアによる総務省への対応も主導していた。

また、クライアントは、HearTsとの本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る取引についての契約に基づき業務を履行した消費者への報酬を、HearTs名義の前記口座から支払っていたところ、その原資は、エリアアイシーとクライアントとの取引による対価としてクライアントに支払われた金銭（クライアントがエリアアイシーに対して有していた売掛債権を譲り受けたファクタリング業者によりクライアントに支払われたものを含む。）により賄われていた。

エリアアイシーは、このようにエリアアイシーの関連法人と連携共同して、本件商品及び本件役務を利用した上で、ソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）に本件役務の利便性等に関する投稿を行う業務を自ら提供し、当該業務に従事することにより、毎月、本件商品の代金及び本件役務に係る月々の利用料金と同額の報酬を收受し得ることをもって相手方を誘引し、その者と本件商品の購入及び本件役務の対価の支払を伴う本件商

品の販売等に係る取引を行っていた。

当該報酬は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。）第51条第1項に規定する業務提供利益に該当し、本件商品の購入及び本件役務の対価の支払は同項に規定する特定負担（以下「特定負担」という。）に該当することから、エリアアイシーは、エリアアイシーの関連法人と連携共同して、同項に規定する業務提供誘引販売業を行っていた。

2 処分の内容

（1）取引停止命令

エリアアイシーは、令和5年5月18日から令和5年8月17日までの間、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引業に係る次の取引を停止すること。

ア エリアアイシーが行う業務提供誘引販売取引（特定商取引法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引をいう。以下単に「業務提供誘引販売取引」という。）について勧誘を行うこと。

イ エリアアイシーが行う業務提供誘引販売取引についての契約の申込みを受けること。

ウ エリアアイシーが行う業務提供誘引販売取引についての契約を締結すること。

（2）指示

エリアアイシーは、エリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法第53条に規定する業務提供誘引販売取引についての広告の表示義務に違反する行為（不表示）、同法第55条第2項に規定する書面の交付義務に違反する行為（不交付）並びに同法第56条第1項第1号に掲げる同法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業（以下「旧法に規定する業務提供誘引販売業」という。）に係る業務提供誘引販売契約（以下「旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約」という。）及び特定商取引法第56条第1項第1号に掲げる業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約（以下「本件業務提供誘引販売契約」という。）に基づく債務の一部の履行を拒否する行為をしている。かかる行為は、旧法の規定に違反し、又は同法及び特定商取引法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプ

ライアンス体制を構築（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。）し、これをエリアアイシーの役員及び営業員に、前記（１）の取引停止命令に係る取引を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第５７条第１項及び第５６条第１項

4 処分の原因となる事実

エリアアイシーは、以下のとおり、エリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法の規定に違反し、又は同法及び特定商取引法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、消費者庁は、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（１） 広告の表示義務に違反する行為（旧法第５３条）

エリアアイシーは、少なくとも令和３年１月から同年９月までの間に、エリアアイシーの関連法人と連携共同して（ただし、コネクション及びブリッジとの間では少なくとも同年９月に連携共同して）、ダイレクトメールにおいて、旧法に規定する業務提供誘引販売業に係る旧法に規定する業務提供誘引販売取引（以下「旧法に規定する本件業務提供誘引販売取引」という。）について広告をするとき、当該広告に、その業務提供誘引販売業に関する以下の事項を表示していなかった。

ア 旧法に規定する本件業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項

イ 旧法に規定する業務提供誘引販売業を行う者の住所

ウ 旧法に規定する業務提供誘引販売業を行う者が法人であって、電子情報処理組織を使用する方法により広告をする場合には、当該業務提供誘引販売業を行う者の代表者又は業務提供誘引販売業に関する業務の責任者の氏名

（２） 契約書面の交付義務に違反する行為（旧法第５５条第２項）

エリアアイシーは、少なくとも令和３年９月、エリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法に規定する業務提供誘引販売業に関して提供される業務を事業所等によらないで行う個人を相手方として、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約を締結した場合において、旧法に規定する本件業

務提供誘引販売契約の内容を明らかにする書面を交付していなかった。

- (3) 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約に基づく債務の一部の履行を拒否する行為（旧法第56条第1項第1号及び特定商取引法第56条第1項第1号）

エリアアイシーは、遅くとも令和3年12月以降、エリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約を締結した者に対し、当該契約は、消費者が2か月間に1回以上の頻度で、SNSを用いて本件役務に係る利便性等を投稿し、その投稿画面を送信して業務を履行したことを報告すれば、当該業務の対価として、毎月、HearTsが本件商品の代金及び本件役務に係る月額の利用料金と同額の報酬を翌月末日までに支払う旨定めているにもかかわらず、当該業務を履行した消費者に対し報酬を支払わないなど、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約及び本件業務提供誘引販売契約に基づく債務の一部の履行を拒否している。

5 事例

【事例】（契約に基づく債務の一部の履行を拒否する行為）

令和3年9月、コネクションの営業員Zは、消費者Aに電話をし、消費者が2か月間に1回以上の頻度で、SNSを用いて本件役務に係る利便性等を投稿し、その投稿画面を送信して業務を履行したことを報告すれば、毎月、HearTsが本件商品の代金及び本件役務に係る月額の利用料金と同額の報酬を翌月末日までに支払う旨定める旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約の締結について勧誘をし、HearTsを契約当事者として、消費者Aとの間で、当該契約を締結した。

令和3年10月以降、Aは、2か月間に1回以上の頻度で当該投稿及び投稿の報告を行ったにもかかわらず、HearTsは、Aに対し、令和3年11月末日に支払期限が到来した当該報酬を支払わなかった。そして、Aがメッセージアプリにより、「先月分の利用料の振込はいつされるのでしょうか!？」、「振込がされていません。2ヶ月分の振込よろしくお願いします。」などとメッセージを送信しても、HearTsは報酬を支払わなかった。さらに、Aが、メッセージアプリを用いて、コネクションに対し、「振込されていません。どうなっていますか?」などとメッセージを送信したにもかかわらず、コネクションはAに返信を行うことなく、少なくとも、令和3年11月末日、同年12月末日及び令和4年1月末日に支払期限が到来した計3回の報酬を現時点まで支払っていない。

株式会社プロンティアに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社プロンティア（以下「プロンティア」という。）は、株式会社A r e a . i c（旧商号株式会社アイコム。以下「エリアアイシー」という。）、株式会社J Y C（以下「J Y C」という。）、株式会社クライアント（以下「クライアント」という。）、株式会社ベンチャープランニング（以下「ベンチャープランニング」という。）、株式会社コネクション（以下「コネクション」という。）、株式会社ブリッジ（以下「ブリッジ」という。）及びH e a r T s株式会社（以下「H e a r T s」という。）（以下これらエリアアイシーを除く6法人を併せて「エリアアイシーの関連法人」という。）と連携共同して、モバイルW i e F i及びタブレット端末又はタブレット型パソコン（以下モバイルW i e F i及びタブレット端末又はタブレット型パソコンを「本件商品」という。）の販売及びそのあつせんをし、当該モバイルW i e F iによりインターネット接続を行う「モバプロ」と称する電気通信役務（以下「本件役務」という。）の提供及びそのあつせん（以下本件商品の販売及びそのあつせん並びに本件役務の提供及びそのあつせんを「本件商品の販売等」という。）をする事業を行っているものである。

プロンティア、クライアント、ベンチャープランニング、コネクション及びブリッジは、エリアアイシーの従業員であった者のほか、同社の代表取締役と関係のある者等が設立し、クライアント及びベンチャープランニングは、令和2年10月以降、その従業員が同一の場所で勤務するなど「ベンクラ」として、共同して事業を開始したところ、エリアアイシーは、プロンティア、クライアント、ベンチャープランニング、コネクション及びブリッジの設立又は運営に際し、資金の貸付け又は体制の整備を主導するなど、プロンティア、クライアント、ベンチャープランニング、コネクション及びブリッジの設立又は運営に深く関与していた上、J Y C、「ベンクラ」及びコネクションは、エリアアイシーの本店所在地において、本件商品の販売又はそのあつせん及び本件役務の提供又はそのあつせんに係る業務を行っていた。また、ベンチャープランニングの代表取締役は、H e a r T sの代表取締役を兼任しているところ、クライアントがH e a r T sの口座を管理していた。

エリアアイシー、プロンティア及びエリアアイシーの関連法人は、少なくとも令和3年1月以降（ただし、コネクションは少なくとも同年2月以降、ブリッジは少なくとも同年6月以降）、本件商品の販売等に際し、「ベンクラ」、

コネクション及びブリッジが、H e a r T sを本件商品及び本件役務を利用する業務に係る取引についての契約当事者、プロンティアを本件商品の売買契約及び本件役務の提供契約の契約当事者として、当該契約についての勧誘を行い、プロンティアが本件商品の販売及び本件役務の提供を行っている一方、エリアアイシーは、「ベンクラ」に、「ベンクラ」、コネクション及びブリッジが行う本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る営業報告をさせ、エリアアイシーの従業員をして当該報告を集約させた上、同社及びJ Y Cの代表取締役等に、本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る顧客獲得件数の推移及び顧客獲得目標達成の可否等を共有して管理を行うなど本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る勧誘業務にも強い影響を及ぼしていた。

エリアアイシーは、J Y Cの代表取締役がプロンティアを名乗って行っていた本件商品の発注によりエリアアイシーの本店所在地に納品された本件商品の在庫管理及び消費者への発送業務を担っていたほか、「ベンクラ」、コネクション及びブリッジが勧誘を行った消費者から、本件商品及び本件役務を利用する業務に係る取引についての契約当事者であるH e a r T sへの苦情等に加え、本件商品の売買契約及び本件役務の提供契約の契約当事者であるプロンティアへの苦情等の受電業務並びに「ベンクラ」、コネクション及びブリッジに対する苦情対応の指示を行っていた上、各社が対応した苦情内容等の管理を行っていた。そして、エリアアイシーは、「ベンクラ」に対して本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る顧客対応体制の改善を指示するなど、本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る顧客対応業務を主導していたほか、本件役務に係るプロンティアによる総務省への対応も主導していた。

また、J Y Cの代表取締役は、本件商品の販売等に係る消費者からの苦情等について、少なくともクライアント及びブリッジに対し、当該苦情等の内容に応じて、プロンティア又はH e a r T sのいずれの法人として対応すべきか指示するとともに、クライアントの代表取締役に、「ベンクラ」及びコネクションにおける本件商品の販売等に係る毎月の収益の見通しを提出させていた。

さらに、クライアントは、H e a r T sとの本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る取引についての契約に基づき業務を履行した消費者への報酬を、H e a r T s名義の前記口座から支払っていたところ、その原資は、エリアアイシーとクライアントとの取引による対価としてクライアントに支払われた金銭（クライアントがエリアアイシーに対して有していた売掛債権を譲り受けたファクタリング業者によりクライアントに支払われたものを含む。）により賄われていたほか、「ベンクラ」は、プロンティア及

びブリッジから、本件商品の販売等に係る苦情等に対応する人員の融通を受けていた。

プロンティアは、このようにエリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、本件商品及び本件役務を利用した上で、ソーシャルネットワークサービス（以下「SNS」という。）に本件役務の利便性等に関する投稿を行う業務を自ら提供し、当該業務に従事することにより、毎月、本件商品の代金及び本件役務に係る月々の利用料金と同額の報酬を収受し得ることをもって相手方を誘引し、その者と本件商品の購入及び本件役務の対価の支払を伴う本件商品の販売等に係る取引を行っていた。

当該報酬は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。）第51条第1項に規定する業務提供利益に該当し、本件商品の購入及び本件役務の対価の支払は同項に規定する特定負担（以下「特定負担」という。）に該当することから、プロンティアは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、同項に規定する業務提供誘引販売業を行っていた。

2 処分の内容

（1）取引停止命令

プロンティアは、令和5年5月18日から令和5年8月17日までの間、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業に係る次の取引を停止すること。

ア プロンティアが行う業務提供誘引販売取引（特定商取引法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引をいう。以下単に「業務提供誘引販売取引」という。）について勧誘を行うこと。

イ プロンティアが行う業務提供誘引販売取引についての契約の申込みを受けること。

ウ プロンティアが行う業務提供誘引販売取引についての契約を締結すること。

（2）指示

プロンティアは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法第53条に規定する業務提供誘引販売取引についての広告の表示義務に違反する行為（不表示）、同法第55条第2項に規定する書面の交付義務に違反する行為（不交付）並びに同法第56条第1項第1号に掲

げる同法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業（以下「旧法に規定する業務提供誘引販売業」という。）に係る業務提供誘引販売契約（以下「旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約」という。）及び特定商取引法第56条第1項第1号に掲げる業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約（以下「本件業務提供誘引販売契約」という。）に基づく債務の一部の履行を拒否する行為をしている。かかる行為は、旧法の規定に違反し、又は同法及び特定商取引法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。）し、これをプロンティアの役員及び営業員に、前記（1）の取引停止命令に係る取引を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第57条第1項及び第56条第1項

4 処分の原因となる事実

プロンティアは、以下のとおり、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法の規定に違反し、又は同法及び特定商取引法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、消費者庁は、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（1）広告の表示義務に違反する行為（旧法第53条）

プロンティアは、少なくとも令和3年1月から同年9月までの間に、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して（ただし、コネクション及びブリッジとの間では少なくとも同年9月に連携共同して）、ダイレクトメールにおいて、旧法に規定する業務提供誘引販売業に係る旧法に規定する業務提供誘引販売取引（以下「旧法に規定する本件業務提供誘引販売取引」という。）について広告をするとき、当該広告に、その業務提供誘引販売業に関する以下の事項を表示していなかった。

ア 旧法に規定する本件業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項

イ 旧法に規定する業務提供誘引販売業を行う者の住所

ウ 旧法に規定する業務提供誘引販売業を行う者が法人であって、電子情報処理組織を使用する方法により広告をする場合には、当該業務提供誘

引販売業を行う者の代表者又は業務提供誘引販売業に関する業務の責任者の氏名

(2) 契約書面の交付義務に違反する行為（旧法第55条第2項）

プロンティアは、少なくとも令和3年9月、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法に規定する業務提供誘引販売業に関して提供される業務を事業所等によらないで行う個人を相手方として、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約を締結した場合において、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約の内容を明らかにする書面を交付していなかった。

(3) 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約に基づく債務の一部の履行を拒否する行為（旧法第56条第1項第1号及び特定商取引法第56条第1項第1号）

プロンティアは、遅くとも令和3年12月以降、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約を締結した者に対し、当該契約は、消費者が2か月間に1回以上の頻度で、SNSを用いて本件役務に係る利便性等を投稿し、その投稿画面を送信して業務を履行したことを報告すれば、当該業務の対価として、毎月、Heartが本件商品の代金及び本件役務に係る月額の利用料金と同額の報酬を翌月末日までに支払う旨定めているにもかかわらず、当該業務を履行した消費者に対し報酬を支払わないなど、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約及び本件業務提供誘引販売契約に基づく債務の一部の履行を拒否している。

5 事例

別紙1の5記載のとおり。

株式会社JYCに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社JYC(以下「JYC」という。)は、株式会社Area. ic(旧商号株式会社アイコム。以下「エリアアイシー」という。)、株式会社プロンティア(以下「プロンティア」という。)、株式会社クライアント(以下「クライアント」という。)、株式会社ベンチャープランニング(以下「ベンチャープランニング」という。)、株式会社コネクション(以下「コネクション」という。)、株式会社ブリッジ(以下「ブリッジ」という。)及びHearTs株式会社(以下「HearTs」という。)(以下これらエリアアイシーを除く6法人を併せて「エリアアイシーの関連法人」という。)と連携共同して、モバイルWi-Fi及びタブレット端末又はタブレット型パソコン(以下モバイルWi-Fi及びタブレット端末又はタブレット型パソコンを「本件商品」という。)の販売及びそのあっせんをし、当該モバイルWi-Fiによりインターネット接続を行う「モバプロ」と称する電気通信役務(以下「本件役務」という。)の提供及びそのあっせん(以下本件商品の販売及びそのあっせん並びに本件役務の提供及びそのあっせんを「本件商品の販売等」という。)をする事業を行っているものである。

プロンティア、クライアント、ベンチャープランニング、コネクション及びブリッジは、エリアアイシーの従業員であった者のほか、同社の代表取締役と関係のある者が設立し、クライアント及びベンチャープランニングは、令和2年10月以降、その従業員が同一の場所で勤務するなど「ベンクラ」として、共同して事業を開始したところ、エリアアイシーは、プロンティア、クライアント、ベンチャープランニング、コネクション及びブリッジの設立又は運営に際し、資金の貸付け又は体制の整備を主導するなど、プロンティア、クライアント、ベンチャープランニング、コネクション及びブリッジの設立又は運営に深く関与していた上、JYC、「ベンクラ」及びコネクションは、エリアアイシーの本店所在地において、本件商品の販売又はそのあっせん及び本件役務の提供又はそのあっせんに係る業務を行っていた。また、ベンチャープランニングの代表取締役は、HearTsの代表取締役を兼任しているところ、クライアントがHearTsの口座を管理していた。

エリアアイシー、JYC及びエリアアイシーの関連法人は、少なくとも令和3年1月以降(ただし、コネクションは少なくとも同年2月以降、ブリッジは少なくとも同年6月以降)、本件商品の販売等に際し、「ベンクラ」、コネクシ

ン及びブリッジが、H e a r T sを本件商品及び本件役務を利用する業務に係る取引についての契約当事者、プロンティアを本件商品の売買契約及び本件役務の提供契約の契約当事者として、当該契約についての勧誘を行い、プロンティアが本件商品の販売及び本件役務の提供を行っている一方、エリアアイシーは、「ベンクラ」に、「ベンクラ」、コネクション及びブリッジが行う本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る営業報告をさせ、エリアアイシーの従業員をして当該報告を集約させた上、同社及びJ Y Cの代表取締役等に、本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る顧客獲得件数の推移及び顧客獲得目標達成の可否等を共有して管理を行うなど本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る勧誘業務にも強い影響を及ぼしていた。

エリアアイシーは、J Y Cの代表取締役がプロンティアを名乗って行っていた本件商品の発注によりエリアアイシーの本店所在地に納品された本件商品の在庫管理及び消費者への発送業務を担っていたほか、「ベンクラ」、コネクション及びブリッジが勧誘を行った消費者から、本件商品及び本件役務を利用する業務に係る取引についての契約当事者であるH e a r T sへの苦情等に加え、本件商品の売買契約及び本件役務の提供契約の契約当事者であるプロンティアへの苦情等の受電業務並びに「ベンクラ」、コネクション及びブリッジに対する苦情対応の指示を行っていた上、各社が対応した苦情内容等の管理を行っていた。そして、エリアアイシーは、「ベンクラ」に対して本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る顧客対応体制の改善を指示するなど、本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る顧客対応業務を主導していたほか、本件役務に係るプロンティアによる総務省への対応も主導していた。

また、J Y Cの代表取締役は、本件商品の販売等に係る消費者からの苦情等について、少なくともクライアント及びブリッジに対し、当該苦情等の内容に応じて、プロンティア又はH e a r T sのいずれの法人として対応すべきか指示するとともに、クライアントの代表取締役に、「ベンクラ」及びコネクションにおける本件商品の販売等に係る毎月の収益の見通しを提出させていた。

さらに、クライアントは、H e a r T sとの本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る取引についての契約に基づき業務を履行した消費者への報酬を、H e a r T s名義の前記口座から支払っていたところ、その原資は、エリアアイシーとクライアントとの取引による対価としてクライアントに支払われた金銭（クライアントがエリアアイシーに対して有していた売掛債権を譲り受けたファクタリング業者によりクライアントに支払われたものを含む。）により賄われていた。

JY Cは、このようにエリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、本件商品及び本件役務を利用した上で、ソーシャルネットワークサービス（以下「SNS」という。）に本件役務の利便性等に関する投稿を行う業務を自ら提供し、当該業務に従事することにより、毎月、本件商品の代金及び本件役務に係る月々の利用料金と同額の報酬を收受し得ることをもって相手方を誘引し、その者と本件商品の購入及び本件役務の対価の支払を伴う本件商品の販売等に係る取引を行っていた。

当該報酬は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。）第51条第1項に規定する業務提供利益に該当し、本件商品の購入及び本件役務の対価の支払は同項に規定する特定負担（以下「特定負担」という。）に該当することから、JY Cは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、同項に規定する業務提供誘引販売業を行っていた。

2 処分の内容

（1）取引停止命令

JY Cは、令和5年5月18日から令和5年8月17日までの間、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業に係る次の取引を停止すること。

ア JY Cが行う業務提供誘引販売取引（特定商取引法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引をいう。以下単に「業務提供誘引販売取引」という。）について勧誘を行うこと。

イ JY Cが行う業務提供誘引販売取引についての契約の申込みを受けること。

ウ JY Cが行う業務提供誘引販売取引についての契約を締結すること。

（2）指示

JY Cは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法第53条に規定する業務提供誘引販売取引についての広告の表示義務に違反する行為（不表示）、同法第55条第2項に規定する書面の交付義務に違反する行為（不交付）並びに同法第56条第1項第1号に掲げる同法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業（以下「旧法に規定する業務提供誘引販売業」という。）に係る業務提供誘引販売契約（以下「旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約」という。）及び特定商取引法第56条

第1項第1号に掲げる業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約（以下「本件業務提供誘引販売契約」という。）に基づく債務の一部の履行を拒否する行為をしている。かかる行為は、旧法の規定に違反し、又は同法及び特定商取引法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。）し、これをJYCの役員及び営業員に、前記（1）の取引停止命令に係る取引を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第57条第1項及び第56条第1項

4 処分の原因となる事実

JYCは、以下のとおり、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法の規定に違反し、又は同法及び特定商取引法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、消費者庁は、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（1）広告の表示義務に違反する行為（旧法第53条）

JYCは、少なくとも令和3年1月から同年9月までの間に、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して（ただし、コネクション及びブリッジとの間では少なくとも同年9月に連携共同して）、ダイレクトメールにおいて、旧法に規定する業務提供誘引販売業に係る旧法に規定する業務提供誘引販売取引（以下「旧法に規定する本件業務提供誘引販売取引」という。）について広告をするとき、当該広告に、その業務提供誘引販売業に関する以下の事項を表示していなかった。

ア 旧法に規定する本件業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項

イ 旧法に規定する業務提供誘引販売業を行う者の住所

ウ 旧法に規定する業務提供誘引販売業を行う者が法人であって、電子情報処理組織を使用する方法により広告をする場合には、当該業務提供誘引販売業を行う者の代表者又は業務提供誘引販売業に関する業務の責任者の氏名

(2) 契約書面の交付義務に違反する行為（旧法第55条第2項）

JY Cは、少なくとも令和3年9月、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法に規定する業務提供誘引販売業に関して提供される業務を事業所等によらないで行う個人を相手方として、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約を締結した場合において、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約の内容を明らかにする書面を交付していなかった。

(3) 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約に基づく債務の一部の履行を拒否する行為（旧法第56条第1項第1号及び特定商取引法第56条第1項第1号）

JY Cは、遅くとも令和3年12月以降、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約を締結した者に対し、当該契約は、消費者が2か月間に1回以上の頻度で、SNSを用いて本件役務に係る利便性等を投稿し、その投稿画面を送信して業務を履行したことを報告すれば、当該業務の対価として、毎月、H e a r T sが本件商品の代金及び本件役務に係る月額の利用料金と同額の報酬を翌月末日までに支払う旨定めているにもかかわらず、当該業務を履行した消費者に対し報酬を支払わないなど、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約及び本件業務提供誘引販売契約に基づく債務の一部の履行を拒否している。

5 事例

別紙1の5記載のとおり。

株式会社クライアントに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社クライアント（以下「クライアント」という。）は、株式会社A r e a . i c（旧商号株式会社アイコム。以下「エリアアイシー」という。）、株式会社プロンティア（以下「プロンティア」という。）、株式会社J Y C（以下「J Y C」という。）、株式会社ベンチャープランニング（以下「ベンチャープランニング」という。）、株式会社コネクション（以下「コネクション」という。）、株式会社ブリッジ（以下「ブリッジ」という。）及びH e a r T s株式会社（以下「H e a r T s」という。）（以下これらエリアアイシーを除く6法人を併せて「エリアアイシーの関連法人」という。）と連携共同して、モバイルW i e F i及びタブレット端末又はタブレット型パソコン（以下モバイルW i e F i及びタブレット端末又はタブレット型パソコンを「本件商品」という。）の販売及びそのあつせんをし、当該モバイルW i e F iによりインターネット接続を行う「モバプロ」と称する電気通信役務（以下「本件役務」という。）の提供及びそのあつせん（以下本件商品の販売及びそのあつせん並びに本件役務の提供及びそのあつせんを「本件商品の販売等」という。）をする事業を行っているものである。

プロンティア、クライアント、ベンチャープランニング、コネクション及びブリッジは、エリアアイシーの従業員であった者のほか、同社の代表取締役と関係のある者が設立し、クライアント及びベンチャープランニングは、令和2年10月以降、その従業員が同一の場所で勤務するなど「ベンクラ」として、共同して事業を開始したところ、エリアアイシーは、プロンティア、クライアント、ベンチャープランニング、コネクション及びブリッジの設立又は運営に際し、資金の貸付け又は体制の整備を主導するなど、プロンティア、クライアント、ベンチャープランニング、コネクション及びブリッジの設立又は運営に深く関与していた上、J Y C、「ベンクラ」及びコネクションは、エリアアイシーの本店所在地において、本件商品の販売又はそのあつせん及び本件役務の提供又はそのあつせんに係る業務を行っていた。また、コネクションは、クライアントが契約したテナントを使用して本件商品の販売のあつせん及び本件役務の提供のあつせんに係る業務を行っていた。さらに、ベンチャープランニングの代表取締役は、H e a r T sの代表取締役を兼任しているところ、クライアントがH e a r T sの口座を管理していた。

エリアアイシー、クライアント及びエリアアイシーの関連法人は、少なくとも

も令和3年1月以降（ただし、コネクションは少なくとも同年2月以降、ブリッジは少なくとも同年6月以降）、本件商品の販売等の際し、「ベンクラ」、コネクション及びブリッジが、H e a r T sを本件商品及び本件役務を利用する業務に係る取引についての契約当事者、プロンティアを本件商品の売買契約及び本件役務の提供契約の契約当事者として、当該契約についての勧誘を行い、プロンティアが本件商品の販売及び本件役務の提供を行っている一方、エリアアイシーは、「ベンクラ」に、「ベンクラ」、コネクション及びブリッジが行う本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る営業報告をさせ、エリアアイシーの従業員をして当該報告を集約させた上、同社及びJ Y Cの代表取締役等に、本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る顧客獲得件数の推移及び顧客獲得目標達成の可否等を共有して管理を行うなど本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る勧誘業務にも強い影響を及ぼしていた。

エリアアイシーは、J Y Cの代表取締役がプロンティアを名乗って行っていた本件商品の発注によりエリアアイシーの本店所在地に納品された本件商品の在庫管理及び消費者への発送業務を担っていたほか、「ベンクラ」、コネクション及びブリッジが勧誘を行った消費者から、本件商品及び本件役務を利用する業務に係る取引についての契約当事者であるH e a r T sへの苦情等に加え、本件商品の売買契約及び本件役務の提供契約の契約当事者であるプロンティアへの苦情等の受電業務並びに「ベンクラ」、コネクション及びブリッジに対する苦情対応の指示を行っていた上、各社が対応した苦情内容等の管理を行っていた。そして、エリアアイシーは、「ベンクラ」に対して本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る顧客対応体制の改善を指示するなど、本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る顧客対応業務を主導していたほか、本件役務に係るプロンティアによる総務省への対応も主導していた。

また、J Y Cの代表取締役は、本件商品の販売等に係る消費者からの苦情等について、少なくともクライアント及びブリッジに対し、当該苦情等の内容に応じて、プロンティア又はH e a r T sのいずれの法人として対応すべきか指示するとともに、クライアントの代表取締役に、「ベンクラ」及びコネクションにおける本件商品の販売等に係る毎月の収益の見通しを提出させていた。

さらに、クライアントは、H e a r T sとの本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る取引についての契約に基づき業務を履行した消費者への報酬を、H e a r T s名義の前記口座から支払っていたところ、その原資は、エリアアイシーとクライアントとの取引による対価としてクライアントに支払われた金銭（クライアントがエリアアイシーに対して有して

いた売掛債権を譲り受けたファクタリング業者によりクライアントに支払われたものを含む。)により賄われていたほか、「ベンクラ」は、プロンティア及びブリッジから、本件商品の販売等に係る苦情等に対応する人員の融通を受けていた。

クライアントは、このようにエリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、本件商品及び本件役務を利用した上で、ソーシャルネットワークサービス（以下「SNS」という。）に本件役務の利便性等に関する投稿を行う業務を自ら提供し、当該業務に従事することにより、毎月、本件商品の代金及び本件役務に係る月々の利用料金と同額の報酬を収受し得ることをもって相手方を誘引し、その者と本件商品の購入及び本件役務の対価の支払を伴う本件商品の販売等に係る取引を行っていた。

当該報酬は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。）第51条第1項に規定する業務提供利益に該当し、本件商品の購入及び本件役務の対価の支払は同項に規定する特定負担（以下「特定負担」という。）に該当することから、クライアントは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、同項に規定する業務提供誘引販売業を行っていた。

2 処分の内容

(1) 取引停止命令

クライアントは、令和5年5月18日から令和5年8月17日までの間、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業に係る次の取引を停止すること。

ア クライアントが行う業務提供誘引販売取引（特定商取引法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引をいう。以下単に「業務提供誘引販売取引」という。）について勧誘を行うこと。

イ クライアントが行う業務提供誘引販売取引についての契約の申込みを受けること。

ウ クライアントが行う業務提供誘引販売取引についての契約を締結すること。

(2) 指示

クライアントは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法第53条に規定する業務提供誘引販売取引についての広告

の表示義務に違反する行為（不表示）、同法第55条第2項に規定する書面の交付義務に違反する行為（不交付）並びに同法第56条第1項第1号に掲げる同法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業（以下「旧法に規定する業務提供誘引販売業」という。）に係る業務提供誘引販売契約（以下「旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約」という。）及び特定商取引法第56条第1項第1号に掲げる業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約（以下「本件業務提供誘引販売契約」という。）に基づく債務の一部の履行を拒否する行為をしている。かかる行為は、旧法の規定に違反し、又は同法及び特定商取引法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。）し、これをクライアントの役員及び営業員に、前記（1）の取引停止命令に係る取引を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第57条第1項及び第56条第1項

4 処分の原因となる事実

クライアントは、以下のとおり、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法の規定に違反し、又は同法及び特定商取引法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、消費者庁は、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（1）広告の表示義務に違反する行為（旧法第53条）

クライアントは、少なくとも令和3年1月から同年9月までの間に、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して（ただし、コネクション及びブリッジとの間では少なくとも同年9月に連携共同して）、ダイレクトメールにおいて、旧法に規定する業務提供誘引販売業に係る旧法に規定する業務提供誘引販売取引（以下「旧法に規定する本件業務提供誘引販売取引」という。）について広告をするとき、当該広告に、その業務提供誘引販売業に関する以下の事項を表示していなかった。

ア 旧法に規定する本件業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項

イ 旧法に規定する業務提供誘引販売業を行う者の住所

ウ 旧法に規定する業務提供誘引販売業を行う者が法人であって、電子情報処理組織を使用する方法により広告をする場合には、当該業務提供誘引販売業を行う者の代表者又は業務提供誘引販売業に関する業務の責任者の氏名

(2) 契約書面の交付義務に違反する行為（旧法第55条第2項）

クライアントは、少なくとも令和3年9月、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法に規定する業務提供誘引販売業に関して提供される業務を事業所等によらないで行う個人を相手方として、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約を締結した場合において、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約の内容を明らかにする書面を交付していなかった。

(3) 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約に基づく債務の一部の履行を拒否する行為（旧法第56条第1項第1号及び特定商取引法第56条第1項第1号）

クライアントは、遅くとも令和3年12月以降、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約を締結した者に対し、当該契約は、消費者が2か月間に1回以上の頻度で、SNSを用いて本件役務に係る利便性等を投稿し、その投稿画面を送信して業務を履行したことを報告すれば、当該業務の対価として、毎月、Heartが本件商品の代金及び本件役務に係る月額の利用料金と同額の報酬を翌月末日までに支払う旨定めているにもかかわらず、当該業務を履行した消費者に対し報酬を支払わないなど、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約及び本件業務提供誘引販売契約に基づく債務の一部の履行を拒否している。

5 事例

別紙1の5記載のとおり。

株式会社ベンチャープランニングに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社ベンチャープランニング(以下「ベンチャープランニング」という。)は、株式会社A r e a . i c (旧商号株式会社アイコム。以下「エリアアイシー」という。)、株式会社プロンティア(以下「プロンティア」という。)、株式会社J Y C (以下「J Y C」という。)、株式会社クライアント(以下「クライアント」という。)、株式会社コネクション(以下「コネクション」という。)、株式会社ブリッジ(以下「ブリッジ」という。)及びH e a r T s株式会社(以下「H e a r T s」という。)(以下これらエリアアイシーを除く6法人を併せて「エリアアイシーの関連法人」という。)と連携共同して、モバイルW i e F i及びタブレット端末又はタブレット型パソコン(以下モバイルW i e F i及びタブレット端末又はタブレット型パソコンを「本件商品」という。)の販売及びそのあつせんをし、当該モバイルW i e F iによりインターネット接続を行う「モバプロ」と称する電気通信役務(以下「本件役務」という。)の提供及びそのあつせん(以下本件商品の販売及びそのあつせん並びに本件役務の提供及びそのあつせんを「本件商品の販売等」という。)をする事業を行っているものである。

プロンティア、クライアント、ベンチャープランニング、コネクション及びブリッジは、エリアアイシーの従業員であった者のほか、同社の代表取締役と関係のある者が設立し、クライアント及びベンチャープランニングは、令和2年10月以降、その従業員が同一の場所で勤務するなど「ベンクラ」として、共同して事業を開始したところ、エリアアイシーは、プロンティア、クライアント、ベンチャープランニング、コネクション及びブリッジの設立又は運営に際し、資金の貸付け又は体制の整備を主導するなど、プロンティア、クライアント、ベンチャープランニング、コネクション及びブリッジの設立又は運営に深く関与していた上、J Y C、「ベンクラ」及びコネクションは、エリアアイシーの本店所在地において、本件商品の販売又はそのあつせん及び本件役務の提供又はそのあつせんに係る業務を行っていた。また、コネクションは、クライアントが契約したテナントを使用して本件商品の販売のあつせん及び本件役務の提供のあつせんに係る業務を行っていた。さらに、ベンチャープランニングの代表取締役は、H e a r T sの代表取締役を兼任しているところ、クライアントがH e a r T sの口座を管理していた。

エリアアイシー、ベンチャープランニング及びエリアアイシーの関連法人

は、少なくとも令和3年1月以降（ただし、コネクションは少なくとも同年2月以降、ブリッジは少なくとも同年6月以降）、本件商品の販売等に際し、「ベンクラ」、コネクション及びブリッジが、H e a r T sを本件商品及び本件役務を利用する業務に係る取引についての契約当事者、プロンティアを本件商品の売買契約及び本件役務の提供契約の契約当事者として、当該契約についての勧誘を行い、プロンティアが本件商品の販売及び本件役務の提供を行っている一方、エリアアイシーは、「ベンクラ」に、「ベンクラ」、コネクション及びブリッジが行う本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る営業報告をさせ、エリアアイシーの従業員をして当該報告を集約させた上、同社及びJ Y Cの代表取締役等に、本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る顧客獲得件数の推移及び顧客獲得目標達成の可否等を共有して管理を行うなど本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る勧誘業務にも強い影響を及ぼしていた。

エリアアイシーは、J Y Cの代表取締役がプロンティアを名乗って行っていた本件商品の発注によりエリアアイシーの本店所在地に納品された本件商品の在庫管理及び消費者への発送業務を担っていたほか、「ベンクラ」、コネクション及びブリッジが勧誘を行った消費者から、本件商品及び本件役務を利用する業務に係る取引についての契約当事者であるH e a r T sへの苦情等に加え、本件商品の売買契約及び本件役務の提供契約の契約当事者であるプロンティアへの苦情等の受電業務並びに「ベンクラ」、コネクション及びブリッジに対する苦情対応の指示を行っていた上、各社が対応した苦情内容等の管理を行っていた。そして、エリアアイシーは、「ベンクラ」に対して本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る顧客対応体制の改善を指示するなど、本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る顧客対応業務を主導していたほか、本件役務に係るプロンティアによる総務省への対応も主導していた。

また、J Y Cの代表取締役は、本件商品の販売等に係る消費者からの苦情等について、少なくともクライアント及びブリッジに対し、当該苦情等の内容に応じて、プロンティア又はH e a r T sのいずれの法人として対応すべきか指示するとともに、クライアントの代表取締役に、「ベンクラ」及びコネクションにおける本件商品の販売等に係る毎月の収益の見通しを提出させていた。

さらに、クライアントは、H e a r T sとの本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る取引についての契約に基づき業務を履行した消費者への報酬を、H e a r T s名義の前記口座から支払っていたところ、その原資は、エリアアイシーとクライアントとの取引による対価としてクライアントに支払われた金銭（クライアントがエリアアイシーに対して有して

いた売掛債権を譲り受けたファクタリング業者によりクライアントに支払われたものを含む。)により賄われていたほか、「ベンクラ」は、プロンティア及びブリッジから、本件商品の販売等に係る苦情等に対応する人員の融通を受けていた。

ベンチャープランニングは、このようにエリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、本件商品及び本件役務を利用した上で、ソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）に本件役務の利便性等に関する投稿を行う業務を自ら提供し、当該業務に従事することにより、毎月、本件商品の代金及び本件役務に係る月々の利用料金と同額の報酬を收受し得ることをもって相手方を誘引し、その者と本件商品の購入及び本件役務の対価の支払を伴う本件商品の販売等に係る取引を行っていた。

当該報酬は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。）第51条第1項に規定する業務提供利益に該当し、本件商品の購入及び本件役務の対価の支払は同項に規定する特定負担（以下「特定負担」という。）に該当することから、ベンチャープランニングは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、同項に規定する業務提供誘引販売業を行っていた。

2 処分の内容

(1) 取引停止命令

ベンチャープランニングは、令和5年5月18日から令和5年8月17日までの間、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業に係る次の取引を停止すること。

ア ベンチャープランニングが行う業務提供誘引販売取引（特定商取引法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引をいう。以下単に「業務提供誘引販売取引」という。）について勧誘を行うこと。

イ ベンチャープランニングが行う業務提供誘引販売取引についての契約の申込みを受けること。

ウ ベンチャープランニングが行う業務提供誘引販売取引についての契約を締結すること。

(2) 指示

ベンチャープランニングは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連

法人と連携共同して、旧法第53条に規定する業務提供誘引販売取引についての広告の表示義務に違反する行為（不表示）、同法第55条第2項に規定する書面の交付義務に違反する行為（不交付）並びに同法第56条第1項第1号に掲げる同法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業（以下「旧法に規定する業務提供誘引販売業」という。）に係る業務提供誘引販売契約（以下「旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約」という。）及び特定商取引法第56条第1項第1号に掲げる業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約（以下「本件業務提供誘引販売契約」という。）に基づく債務の一部の履行を拒否する行為をしている。かかる行為は、旧法の規定に違反し、又は同法及び特定商取引法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。）し、これをベンチャープランニングの役員及び営業員に、前記（1）の取引停止命令に係る取引を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第57条第1項及び第56条第1項

4 処分の原因となる事実

ベンチャープランニングは、以下のとおり、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法の規定に違反し、又は同法及び特定商取引法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、消費者庁は、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（1）広告の表示義務に違反する行為（旧法第53条）

ベンチャープランニングは、少なくとも令和3年1月から同年9月までの間に、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して（ただし、コネクション及びブリッジとの間では少なくとも同年9月に連携共同して）、ダイレクトメールにおいて、旧法に規定する業務提供誘引販売業に係る旧法に規定する業務提供誘引販売取引（以下「旧法に規定する本件業務提供誘引販売取引」という。）について広告をするとき、当該広告に、その業務提供誘引販売業に関する以下の事項を表示していなかった。

ア 旧法に規定する本件業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項

- イ 旧法に規定する業務提供誘引販売業を行う者の住所
- ウ 旧法に規定する業務提供誘引販売業を行う者が法人であって、電子情報処理組織を使用する方法により広告をする場合には、当該業務提供誘引販売業を行う者の代表者又は業務提供誘引販売業に関する業務の責任者の氏名

(2) 契約書面の交付義務に違反する行為（旧法第55条第2項）

ベンチャープランニングは、少なくとも令和3年9月、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法に規定する業務提供誘引販売業に関して提供される業務を事業所等によらないで行う個人を相手方として、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約を締結した場合において、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約の内容を明らかにする書面を交付していなかった。

(3) 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約に基づく債務の一部の履行を拒否する行為（旧法第56条第1項第1号及び特定商取引法第56条第1項第1号）

ベンチャープランニングは、遅くとも令和3年12月以降、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約を締結した者に対し、当該契約は、消費者が2か月間に1回以上の頻度で、SNSを用いて本件役務に係る利便性等を投稿し、その投稿画面を送信して業務を履行したことを報告すれば、当該業務の対価として、毎月、Heart'sが本件商品の代金及び本件役務に係る月額の利用料金と同額の報酬を翌月末日までに支払う旨定めているにもかかわらず、当該業務を履行した消費者に対し報酬を支払わないなど、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約及び本件業務提供誘引販売契約に基づく債務の一部の履行を拒否している。

5 事例

別紙1の5記載のとおり。

株式会社コネクションに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社コネクション（以下「コネクション」という。）は、株式会社A r e a . i c（旧商号株式会社アイコム。以下「エリアアイシー」という。）、株式会社プロンティア（以下「プロンティア」という。）、株式会社J Y C（以下「J Y C」という。）、株式会社クライアント（以下「クライアント」という。）、株式会社ベンチャープランニング（以下「ベンチャープランニング」という。）、株式会社ブリッジ（以下「ブリッジ」という。）及びH e a r T s株式会社（以下「H e a r T s」という。）（以下これらエリアアイシーを除く6法人を併せて「エリアアイシーの関連法人」という。）と連携共同して、モバイルW i e F i及びタブレット端末又はタブレット型パソコン（以下モバイルW i e F i及びタブレット端末又はタブレット型パソコンを「本件商品」という。）の販売及びそのあつせんをし、当該モバイルW i e F iによりインターネット接続を行う「モバプロ」と称する電気通信役務（以下「本件役務」という。）の提供及びそのあつせん（以下本件商品の販売及びそのあつせん並びに本件役務の提供及びそのあつせんを「本件商品の販売等」という。）をする事業を行っているものである。

プロンティア、クライアント、ベンチャープランニング、コネクション及びブリッジは、エリアアイシーの従業員であった者のほか、同社の代表取締役と関係のある者が設立し、クライアント及びベンチャープランニングは、令和2年10月以降、その従業員が同一の場所で勤務するなど「ベンクラ」として、共同して事業を開始したところ、エリアアイシーは、プロンティア、クライアント、ベンチャープランニング、コネクション及びブリッジの設立又は運営に際し、資金の貸付け又は体制の整備を主導するなど、プロンティア、クライアント、ベンチャープランニング、コネクション及びブリッジの設立又は運営に深く関与していた上、J Y C、「ベンクラ」及びコネクションは、エリアアイシーの本店所在地において、本件商品の販売又はそのあつせん及び本件役務の提供又はそのあつせんに係る業務を行っていた。また、コネクションは、クライアントが契約したテナントを使用して本件商品の販売のあつせん及び本件役務の提供のあつせんに係る業務を行っていた。さらに、ベンチャープランニングの代表取締役は、H e a r T sの代表取締役を兼任しているところ、クライアントがH e a r T sの口座を管理していた。

エリアアイシー、コネクション及びエリアアイシーの関連法人は、少なくとも

も令和3年1月以降（ただし、コネクションは少なくとも同年2月以降、ブリッジは少なくとも同年6月以降）、本件商品の販売等の際し、「ベンクラ」、コネクション及びブリッジが、H e a r T sを本件商品及び本件役務を利用する業務に係る取引についての契約当事者、プロンティアを本件商品の売買契約及び本件役務の提供契約の契約当事者として、当該契約についての勧誘を行い、プロンティアが本件商品の販売及び本件役務の提供を行っている一方、エリアアイシーは、「ベンクラ」に、「ベンクラ」、コネクション及びブリッジが行う本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る営業報告をさせ、エリアアイシーの従業員をして当該報告を集約させた上、同社及びJ Y Cの代表取締役等に、本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る顧客獲得件数の推移及び顧客獲得目標達成の可否等を共有して管理を行うなど本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る勧誘業務にも強い影響を及ぼしていた。

エリアアイシーは、J Y Cの代表取締役がプロンティアを名乗って行っていた本件商品の発注によりエリアアイシーの本店所在地に納品された本件商品の在庫管理及び消費者への発送業務を担っていたほか、「ベンクラ」、コネクション及びブリッジが勧誘を行った消費者から、本件商品及び本件役務を利用する業務に係る取引についての契約当事者であるH e a r T sへの苦情等に加え、本件商品の売買契約及び本件役務の提供契約の契約当事者であるプロンティアへの苦情等の受電業務並びに「ベンクラ」、コネクション及びブリッジに対する苦情対応の指示を行っていた上、各社が対応した苦情内容等の管理を行っていた。そして、エリアアイシーは、「ベンクラ」に対して本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る顧客対応体制の改善を指示するなど、本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る顧客対応業務を主導していたほか、本件役務に係るプロンティアによる総務省への対応も主導していた。

また、J Y Cの代表取締役は、クライアントの代表取締役に、「ベンクラ」及びコネクションにおける本件商品の販売等に係る毎月の収益の見通しを提出させていた。

さらに、クライアントは、H e a r T sとの本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る取引についての契約に基づき業務を履行した消費者への報酬を、H e a r T s名義の前記口座から支払っていたところ、その原資は、エリアアイシーとクライアントとの取引による対価としてクライアントに支払われた金銭（クライアントがエリアアイシーに対して有していた売掛債権を譲り受けたファクタリング業者によりクライアントに支払われたものを含む。）により賄われていた。

コネクションは、このようにエリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、本件商品及び本件役務を利用した上で、ソーシャルネットワークサービス（以下「SNS」という。）に本件役務の利便性等に関する投稿を行う業務を自ら提供し、当該業務に従事することにより、毎月、本件商品の代金及び本件役務に係る月々の利用料金と同額の報酬を収受し得ることをもって相手方を誘引し、その者と本件商品の購入及び本件役務の対価の支払を伴う本件商品の販売等に係る取引を行っていた。

当該報酬は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。）第51条第1項に規定する業務提供利益に該当し、本件商品の購入及び本件役務の対価の支払は同項に規定する特定負担（以下「特定負担」という。）に該当することから、コネクションは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、同項に規定する業務提供誘引販売業を行っていた。

2 処分の内容

（1）取引停止命令

コネクションは、令和5年5月18日から令和5年8月17日までの間、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業に係る次の取引を停止すること。

ア コネクションが行う業務提供誘引販売取引（特定商取引法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引をいう。以下単に「業務提供誘引販売取引」という。）について勧誘を行うこと。

イ コネクションが行う業務提供誘引販売取引についての契約の申込みを受けること。

ウ コネクションが行う業務提供誘引販売取引についての契約を締結すること。

（2）指示

コネクションは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法第53条に規定する業務提供誘引販売取引についての広告の表示義務に違反する行為（不表示）、同法第55条第2項に規定する書面の交付義務に違反する行為（不交付）並びに同法第56条第1項第1号に掲げる同法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業（以下「旧法に規定する業務提供誘引販売業」という。）に係る業務提供誘引販売契約（以下「旧

法に規定する本件業務提供誘引販売契約」という。)及び特定商取引法第56条第1項第1号に掲げる業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約(以下「本件業務提供誘引販売契約」という。)に基づく債務の一部の履行を拒否する行為をしている。かかる行為は、旧法の規定に違反し、又は同法及び特定商取引法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築(法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。)し、これをコネクションの役員及び営業員に、前記(1)の取引停止命令に係る取引を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第57条第1項及び第56条第1項

4 処分の原因となる事実

コネクションは、以下のとおり、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法の規定に違反し、又は同法及び特定商取引法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、消費者庁は、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 広告の表示義務に違反する行為(旧法第53条)

コネクションは、少なくとも令和3年9月、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、ダイレクトメールにおいて、旧法に規定する業務提供誘引販売業に係る旧法に規定する業務提供誘引販売取引(以下「旧法に規定する本件業務提供誘引販売取引」という。)について広告をするとき、当該広告に、その業務提供誘引販売業に関する以下の事項を表示していなかった。

ア 旧法に規定する本件業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項

イ 旧法に規定する業務提供誘引販売業を行う者の住所

ウ 旧法に規定する業務提供誘引販売業を行う者が法人であって、電子情報処理組織を使用する方法により広告をする場合には、当該業務提供誘引販売業を行う者の代表者又は業務提供誘引販売業に関する業務の責任者の氏名

(2) 契約書面の交付義務に違反する行為（旧法第55条第2項）

コネクションは、少なくとも令和3年9月、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法に規定する業務提供誘引販売業に関して提供される業務を事業所等によらないで行う個人を相手方として、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約を締結した場合において、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約の内容を明らかにする書面を交付していなかった。

(3) 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約に基づく債務の一部の履行を拒否する行為（旧法第56条第1項第1号及び特定商取引法第56条第1項第1号）

コネクションは、遅くとも令和3年12月以降、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約を締結した者に対し、当該契約は、消費者が2か月間に1回以上の頻度で、SNSを用いて本件役務に係る利便性等を投稿し、その投稿画面を送信して業務を履行したことを報告すれば、当該業務の対価として、毎月、HearTsが本件商品の代金及び本件役務に係る月額の利用料金と同額の報酬を翌月末日までに支払う旨定めているにもかかわらず、当該業務を履行した消費者に対し報酬を支払わないなど、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約及び本件業務提供誘引販売契約に基づく債務の一部の履行を拒否している。

5 事例

別紙1の5記載のとおり。

株式会社ブリッジに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社ブリッジ（以下「ブリッジ」という。）は、株式会社Area. i c（旧商号株式会社アイコム。以下「エリアアイシー」という。）、株式会社プロンティア（以下「プロンティア」という。）、株式会社JYC（以下「JYC」という。）、株式会社クライアント（以下「クライアント」という。）、株式会社ベンチャープランニング（以下「ベンチャープランニング」という。）、株式会社コネクション（以下「コネクション」という。）及びHeart's株式会社（以下「Heart's」という。）（以下これらエリアアイシーを除く6法人を併せて「エリアアイシーの関連法人」という。）と連携共同して、モバイルWi-Fi及びタブレット端末又はタブレット型パソコン（以下モバイルWi-Fi及びタブレット端末又はタブレット型パソコンを「本件商品」という。）の販売及びそのあつせんをし、当該モバイルWi-Fiによりインターネット接続を行う「モバプロ」と称する電気通信役務（以下「本件役務」という。）の提供及びそのあつせん（以下本件商品の販売及びそのあつせん並びに本件役務の提供及びそのあつせんを「本件商品の販売等」という。）をする事業を行っているものである。

プロンティア、クライアント、ベンチャープランニング、コネクション及びブリッジは、エリアアイシーの従業員であった者のほか、同社の代表取締役と関係のある者が設立し、クライアント及びベンチャープランニングは、令和2年10月以降、その従業員が同一の場所で勤務するなど「ベンクラ」として、共同して事業を開始したところ、エリアアイシーは、プロンティア、クライアント、ベンチャープランニング、コネクション及びブリッジの設立又は運営に際し、資金の貸付け又は体制の整備を主導するなど、プロンティア、クライアント、ベンチャープランニング、コネクション及びブリッジの設立又は運営に深く関与していた上、JYC、「ベンクラ」及びコネクションは、エリアアイシーの本店所在地において、本件商品の販売又はそのあつせん及び本件役務の提供又はそのあつせんに係る業務を行っていた。また、ベンチャープランニングの代表取締役は、Heart'sの代表取締役を兼任しているところ、クライアントがHeart'sの口座を管理していた。

エリアアイシー、ブリッジ及びエリアアイシーの関連法人は、少なくとも令和3年1月以降（ただし、コネクションは少なくとも同年2月以降、ブリッジは少なくとも同年6月以降）、本件商品の販売等に際し、「ベンクラ」、コネク

ション及びブリッジが、H e a r T sを本件商品及び本件役務を利用する業務に係る取引についての契約当事者、プロンティアを本件商品の売買契約及び本件役務の提供契約の契約当事者として、当該契約についての勧誘を行い、プロンティアが本件商品の販売及び本件役務の提供を行っている一方、エリアアイシーは、「ベンクラ」に、「ベンクラ」、コネクション及びブリッジが行う本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る営業報告をさせ、エリアアイシーの従業員をして当該報告を集約させた上、同社及びJ Y Cの代表取締役等に、本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る顧客獲得件数の推移及び顧客獲得目標達成の可否等を共有して管理を行うなど本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る勧誘業務にも強い影響を及ぼしていた。

エリアアイシーは、J Y Cの代表取締役がプロンティアを名乗って行っていた本件商品の発注によりエリアアイシーの本店所在地に納品された本件商品の在庫管理及び消費者への発送業務を担っていたほか、「ベンクラ」、コネクション及びブリッジが勧誘を行った消費者から、本件商品及び本件役務を利用する業務に係る取引についての契約当事者であるH e a r T sへの苦情等に加え、本件商品の売買契約及び本件役務の提供契約の契約当事者であるプロンティアへの苦情等の受電業務並びに「ベンクラ」、コネクション及びブリッジに対する苦情対応の指示を行っていた上、各社が対応した苦情内容等の管理を行っていた。そして、エリアアイシーは、「ベンクラ」に対して本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る顧客対応体制の改善を指示するなど、本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る顧客対応業務を主導していたほか、本件役務に係るプロンティアによる総務省への対応も主導していた。

また、J Y Cの代表取締役は、本件商品の販売等に係る消費者からの苦情等について、少なくともクライアント及びブリッジに対し、当該苦情等の内容に応じて、プロンティア又はH e a r T sのいずれの法人として対応すべきか指示していた。

さらに、クライアントは、H e a r T sとの本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る取引についての契約に基づき業務を履行した消費者への報酬を、H e a r T s名義の前記口座から支払っていたところ、その原資は、エリアアイシーとクライアントとの取引による対価としてクライアントに支払われた金銭（クライアントがエリアアイシーに対して有していた売掛債権を譲り受けたファクタリング業者によりクライアントに支払われたものを含む。）により賄われていたほか、「ベンクラ」は、プロンティア及びブリッジから、本件商品の販売等に係る苦情等に対応する人員の融通を受

けていた。

ブリッジは、このようにエリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、本件商品及び本件役務を利用した上で、ソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）に本件役務の利便性等に関する投稿を行う業務を自ら提供し、当該業務に従事することにより、毎月、本件商品の代金及び本件役務に係る月々の利用料金と同額の報酬を收受し得ることをもって相手方を誘引し、その者と本件商品の購入及び本件役務の対価の支払を伴う本件商品の販売等に係る取引を行っていた。

当該報酬は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。）第51条第1項に規定する業務提供利益に該当し、本件商品の購入及び本件役務の対価の支払は同項に規定する特定負担（以下「特定負担」という。）に該当することから、ブリッジは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、同項に規定する業務提供誘引販売業を行っていた。

2 処分の内容

（1）取引停止命令

ブリッジは、令和5年5月18日から令和5年8月17日までの間、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業に係る次の取引を停止すること。

ア ブリッジが行う業務提供誘引販売取引（特定商取引法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引をいう。以下単に「業務提供誘引販売取引」という。）について勧誘を行うこと。

イ ブリッジが行う業務提供誘引販売取引についての契約の申込みを受けること。

ウ ブリッジが行う業務提供誘引販売取引についての契約を締結すること。

（2）指示

ブリッジは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法第53条に規定する業務提供誘引販売取引についての広告の表示義務に違反する行為（不表示）、同法第55条第2項に規定する書面の交付義務に違反する行為（不交付）並びに同法第56条第1項第1号に掲げる同法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業（以下「旧法に規定する業務提供誘引販売業」という。）に係る業務提供誘引販売契約（以下「旧法

に規定する本件業務提供誘引販売契約」という。)及び特定商取引法第56条第1項第1号に掲げる業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約(以下「本件業務提供誘引販売契約」という。)に基づく債務の一部の履行を拒否する行為をしている。かかる行為は、旧法の規定に違反し、又は同法及び特定商取引法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築(法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。)し、これをブリッジの役員及び営業員に、前記(1)の取引停止命令に係る取引を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第57条第1項及び第56条第1項

4 処分の原因となる事実

ブリッジは、以下のとおり、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法の規定に違反し、又は同法及び特定商取引法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、消費者庁は、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 広告の表示義務に違反する行為(旧法第53条)

ブリッジは、少なくとも令和3年9月、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、ダイレクトメールにおいて、旧法に規定する業務提供誘引販売業に係る旧法に規定する業務提供誘引販売取引(以下「旧法に規定する本件業務提供誘引販売取引」という。)について広告をするとき、当該広告に、その業務提供誘引販売業に関する以下の事項を表示していなかった。

ア 旧法に規定する本件業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項

イ 旧法に規定する業務提供誘引販売業を行う者の住所

ウ 旧法に規定する業務提供誘引販売業を行う者が法人であって、電子情報処理組織を使用する方法により広告をする場合には、当該業務提供誘引販売業を行う者の代表者又は業務提供誘引販売業に関する業務の責任者の氏名

(2) 契約書面の交付義務に違反する行為（旧法第55条第2項）

ブリッジは、少なくとも令和3年9月、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法に規定する業務提供誘引販売業に関して提供される業務を事業所等によらないで行う個人を相手方として、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約を締結した場合において、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約の内容を明らかにする書面を交付していなかった。

(3) 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約に基づく債務の一部の履行を拒否する行為（旧法第56条第1項第1号及び特定商取引法第56条第1項第1号）

ブリッジは、遅くとも令和3年12月以降、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約を締結した者に対し、当該契約は、消費者が2か月間に1回以上の頻度で、SNSを用いて本件役務に係る利便性等を投稿し、その投稿画面を送信して業務を履行したことを報告すれば、当該業務の対価として、毎月、Heartsが本件商品の代金及び本件役務に係る月額の利用料金と同額の報酬を翌月末日までに支払う旨定めているにもかかわらず、当該業務を履行した消費者に対し報酬を支払わないなど、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約及び本件業務提供誘引販売契約に基づく債務の一部の履行を拒否している。

5 事例

別紙1の5記載のとおり。

HearTs株式会社に対する行政処分の概要

1 事業概要

HearTs株式会社（以下「HearTs」という。）は、株式会社Area. inc（旧商号株式会社アイコム。以下「エリアアイシー」という。）、株式会社プロンティア（以下「プロンティア」という。）、株式会社JYC（以下「JYC」という。）、株式会社クライアント（以下「クライアント」という。）、株式会社ベンチャープランニング（以下「ベンチャープランニング」という。）、株式会社コネクション（以下「コネクション」という。）及び株式会社ブリッジ（以下「ブリッジ」という。）（以下これらエリアアイシーを除く6法人を併せて「エリアアイシーの関連法人」という。）と連携共同して、モバイルWi-Fi及びタブレット端末又はタブレット型パソコン（以下モバイルWi-Fi及びタブレット端末又はタブレット型パソコンを「本件商品」という。）の販売及びそのあっせんをし、当該モバイルWi-Fiによりインターネット接続を行う「モバプロ」と称する電気通信役務（以下「本件役務」という。）の提供及びそのあっせん（以下本件商品の販売及びそのあっせん並びに本件役務の提供及びそのあっせんを「本件商品の販売等」という。）をする事業を行っているものである。

プロンティア、クライアント、ベンチャープランニング、コネクション及びブリッジはエリアアイシーの従業員であった者のほか、同社の代表取締役と関係のある者が設立し、クライアント及びベンチャープランニングは、令和2年10月以降、その従業員が同一の場所で勤務するなど「ベンクラ」として、共同して事業を開始したところ、エリアアイシーは、プロンティア、クライアント、ベンチャープランニング、コネクション及びブリッジの設立又は運営に際し、資金の貸付け又は体制の整備を主導するなど、プロンティア、クライアント、ベンチャープランニング、コネクション及びブリッジの設立又は運営に深く関与していた上、JYC、「ベンクラ」及びコネクションは、エリアアイシーの本店所在地において、本件商品の販売又はそのあっせん及び本件役務の提供又はそのあっせんに係る業務を行っていた。また、ベンチャープランニングの代表取締役は、HearTsの代表取締役を兼任しているところ、クライアントがHearTsの口座を管理していた。

エリアアイシー、HearTs及びエリアアイシーの関連法人は、少なくとも令和3年1月以降（ただし、コネクションは少なくとも同年2月以降、ブリッジは少なくとも同年6月以降）、本件商品の販売等に際し、「ベンクラ」、

コネクション及びブリッジが、H e a r T sを本件商品及び本件役務を利用する業務に係る取引についての契約当事者、プロンティアを本件商品の売買契約及び本件役務の提供契約の契約当事者として、当該契約についての勧誘を行い、プロンティアが本件商品の販売及び本件役務の提供を行っている一方、エリアアイシーは、「ベンクラ」に、「ベンクラ」、コネクション及びブリッジが行う本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る営業報告をさせ、エリアアイシーの従業員をして当該報告を集約させた上、同社及びJ Y Cの代表取締役等に、本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る顧客獲得件数の推移及び顧客獲得目標達成の可否等を共有して管理を行うなど本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る勧誘業務にも強い影響を及ぼしていた。

エリアアイシーは、J Y Cの代表取締役がプロンティアを名乗って行っていた本件商品の発注によりエリアアイシーの本店所在地に納品された本件商品の在庫管理及び消費者への発送業務を担っていたほか、「ベンクラ」、コネクション及びブリッジが勧誘を行った消費者から、本件商品及び本件役務を利用する業務に係る取引についての契約当事者であるH e a r T sへの苦情等に加え、本件商品の売買契約及び本件役務の提供契約の契約当事者であるプロンティアへの苦情等の受電業務並びに「ベンクラ」、コネクション及びブリッジに対する苦情対応の指示を行っていた上、各社が対応した苦情内容等の管理を行っていた。そして、エリアアイシーは、「ベンクラ」に対して本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る顧客対応体制の改善を指示するなど、本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る顧客対応業務を主導していたほか、本件役務に係るプロンティアによる総務省への対応も主導していた。

また、J Y Cの代表取締役は、本件商品の販売等に係る消費者からの苦情等について、少なくともクライアント及びブリッジに対し、当該苦情等の内容に応じて、プロンティア又はH e a r T sのいずれの法人として対応すべきか指示していた。

さらに、クライアントは、H e a r T sとの本件商品の販売のあっせん及び本件役務の提供のあっせんに係る取引についての契約に基づき業務を履行した消費者への報酬を、H e a r T s名義の前記口座から支払っていたところ、その原資は、エリアアイシーとクライアントとの取引による対価としてクライアントに支払われた金銭（クライアントがエリアアイシーに対して有していた売掛債権を譲り受けたファクタリング業者によりクライアントに支払われたものを含む。）により賄われていた。

H e a r T sは、このようにエリアアイシー及びエリアアイシーの関連法

人と連携共同して、本件商品及び本件役務を利用した上で、ソーシャルネットワークワーキングサービス（以下「SNS」という。）に本件役務の利便性等に関する投稿を行う業務を自ら提供し、当該業務に従事することにより、毎月、本件商品の代金及び本件役務に係る月々の利用料金と同額の報酬を収受し得ることをもって相手方を誘引し、その者と本件商品の購入及び本件役務の対価の支払を伴う本件商品の販売等に係る取引を行っていた。

当該報酬は、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。）第51条第1項に規定する業務提供利益に該当し、本件商品の購入及び本件役務の対価の支払は同項に規定する特定負担（以下「特定負担」という。）に該当することから、HearTsは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、同項に規定する業務提供誘引販売業を行っていた。

2 処分の内容

（1）取引停止命令

HearTsは、令和5年5月18日から令和5年8月17日までの間、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業に係る次の取引を停止すること。

ア HearTsが行う業務提供誘引販売取引（特定商取引法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引をいう。以下単に「業務提供誘引販売取引」という。）について勧誘を行うこと。

イ HearTsが行う業務提供誘引販売取引についての契約の申込みを受けること。

ウ HearTsが行う業務提供誘引販売取引についての契約を締結すること。

（2）指示

HearTsは、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法第53条に規定する業務提供誘引販売取引についての広告の表示義務に違反する行為（不表示）、同法第55条第2項に規定する書面の交付義務に違反する行為（不交付）並びに同法第56条第1項第1号に掲げる同法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業（以下「旧法に規定する業務提供誘引販売業」という。）に係る業務提供誘引販売契約（以下「旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約」という。）及び特定商取引法第5

6条第1項第1号に掲げる業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約（以下「本件業務提供誘引販売契約」という。）に基づく債務の一部の履行を拒否する行為をしている。かかる行為は、旧法の規定に違反し、又は同法及び特定商取引法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築（法令及び契約に基づく返金及び解約の問合せ等に適切かつ誠実に対応することを含む。）し、これをHearTsの役員及び営業員に、前記（1）の取引停止命令に係る取引を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第57条第1項及び第56条第1項

4 処分の原因となる事実

HearTsは、以下のとおり、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法の規定に違反し、又は同法及び特定商取引法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、消費者庁は、業務提供誘引販売取引の公正及び業務提供誘引販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（1）広告の表示義務に違反する行為（旧法第53条）

HearTsは、少なくとも令和3年1月から同年9月までの間に、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して（ただし、コネクション及びブリッジとの間では少なくとも同年9月に連携共同して）、ダイレクトメールにおいて、旧法に規定する業務提供誘引販売業に係る旧法に規定する業務提供誘引販売取引（以下「旧法に規定する本件業務提供誘引販売取引」という。）について広告をするとき、当該広告に、その業務提供誘引販売業に関する以下の事項を表示していなかった。

ア 旧法に規定する本件業務提供誘引販売取引に伴う特定負担に関する事項

イ 旧法に規定する業務提供誘引販売業を行う者の住所

ウ 旧法に規定する業務提供誘引販売業を行う者が法人であって、電子情報処理組織を使用する方法により広告をする場合には、当該業務提供誘引販売業を行う者の代表者又は業務提供誘引販売業に関する業務の責任者の氏名

(2) 契約書面の交付義務に違反する行為（旧法第55条第2項）

HearTsは、少なくとも令和3年9月、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法に規定する業務提供誘引販売業に関して提供される業務を事業所等によらないで行う個人を相手方として、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約を締結した場合において、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約の内容を明らかにする書面を交付していなかった。

(3) 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売契約に基づく債務の一部の履行を拒否する行為（旧法第56条第1項第1号及び特定商取引法第56条第1項第1号）

HearTsは、遅くとも令和3年12月以降、エリアアイシー及びエリアアイシーの関連法人と連携共同して、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約を締結した者に対し、当該契約は、消費者が2か月間に1回以上の頻度で、SNSを用いて本件役務に係る利便性等を投稿し、その投稿画面を送信して業務を履行したことを報告すれば、当該業務の対価として、毎月、HearTsが本件商品の代金及び本件役務に係る月額の利用料金と同額の報酬を翌月末日までに支払う旨定めているにもかかわらず、当該業務を履行した消費者に対し報酬を支払わないなど、旧法に規定する本件業務提供誘引販売契約及び本件業務提供誘引販売契約に基づく債務の一部の履行を拒否している。

5 事例

別紙1の5記載のとおり。

延足昂大に対する行政処分の概要

1 名宛人

延足 昂大 (以下「延足」という。)

2 処分の内容

延足が、令和5年5月18日から令和5年8月17日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

- (1) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引（以下「業務提供誘引販売取引」という。）について勧誘すること。
- (2) 業務提供誘引販売取引についての契約の申込みを受けること。
- (3) 業務提供誘引販売取引についての契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第72号)による改正前の特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。)第57条の2第1項及び特定商取引法第57条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、株式会社Area. ic(旧商号株式会社アイコム。以下「エリアアイシー」という。)に対し、特定商取引法第57条第1項に基づき、同社が行う業務提供誘引販売取引の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 延足は、エリアアイシーの代表取締役(旧法第57条の2第1項及び特定商取引法第57条の2第1項に定める「役員」)であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

中村祐太に対する行政処分の概要

1 名宛人

中村 祐太（以下「中村」という。）

2 処分の内容

中村が、令和5年5月18日から令和5年8月17日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

- (1) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引（以下「業務提供誘引販売取引」という。）について勧誘すること。
- (2) 業務提供誘引販売取引についての契約の申込みを受けること。
- (3) 業務提供誘引販売取引についての契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。）第57条の2第1項及び特定商取引法第57条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙2のとおり、株式会社プロンティア（以下「プロンティア」という。）に対し、特定商取引法第57条第1項に基づき、同社が行う業務提供誘引販売取引の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 中村は、プロンティアの代表取締役（旧法第57条の2第1項及び特定商取引法第57条の2第1項に定める「役員」）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

本多翔弥に対する行政処分の概要

1 名宛人

本多 翔弥 (以下「本多」という。)

2 処分の内容

本多が、令和5年5月18日から令和5年8月17日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

- (1) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引（以下「業務提供誘引販売取引」という。）について勧誘すること。
- (2) 業務提供誘引販売取引についての契約の申込みを受けること。
- (3) 業務提供誘引販売取引についての契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。）第57条の2第1項及び特定商取引法第57条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙4のとおり、株式会社クライアント（以下「クライアント」という。）に対し、特定商取引法第57条第1項に基づき、同社が行う業務提供誘引販売取引の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 本多は、クライアントの代表取締役（旧法第57条の2第1項及び特定商取引法第57条の2第1項に定める「役員」）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

鎌田達也に対する行政処分の概要

1 名宛人

鎌田 達也（以下「鎌田」という。）

2 処分の内容

鎌田が、令和5年5月18日から令和5年8月17日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

- (1) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引（以下「業務提供誘引販売取引」という。）について勧誘すること。
- (2) 業務提供誘引販売取引についての契約の申込みを受けること。
- (3) 業務提供誘引販売取引についての契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。）第57条の2第1項及び特定商取引法第57条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙5のとおり、株式会社ベンチャープランニング（以下「ベンチャープランニング」という。）に対し、特定商取引法第57条第1項に基づき、同社が行う業務提供誘引販売取引の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 鎌田は、ベンチャープランニングの代表取締役（旧法第57条の2第1項及び特定商取引法第57条の2第1項に定める「役員」）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

白幡航哉に対する行政処分の概要

1 名宛人

白幡 航哉（以下「白幡」という。）

2 処分の内容

白幡が、令和5年5月18日から令和5年8月17日までの間、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

- (1) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第51条第1項に規定する業務提供誘引販売取引（以下「業務提供誘引販売取引」という。）について勧誘すること。
- (2) 業務提供誘引販売取引についての契約の申込みを受けること。
- (3) 業務提供誘引販売取引についての契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「旧法」という。）第57条の2第1項及び特定商取引法第57条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙6のとおり、株式会社コネクション（以下「コネクション」という。）に対し、特定商取引法第57条第1項に基づき、同社が行う業務提供誘引販売取引の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 白幡は、コネクションの代表取締役（旧法第57条の2第1項及び特定商取引法第57条の2第1項に定める「役員」）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。